



24355-1477  
令和4年2月9日

各介護保険施設・事業所等の長 様

宮崎県長寿介護課  
医療・介護連携推進室長  
(公印省略)

令和4年度認知症介護基礎研修の実施方法について（通知）

本県の認知症施策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県が実施する認知症介護研修のうち、認知症介護基礎研修は、これまで集合形式で実施しておりましたが、国の研修実施要綱に、原則eラーニングで実施することが示されました。

eラーニングは、受講者の都合のいい日時、場所で受講でき、繰り返し学習できるなどの利点があることから、令和4年度からの認知症介護基礎研修について、県が指定する法人が運用するeラーニングシステムにより、有料（1名につき3,000円程度を予定）で実施することとします。

受講申込方法等の詳細については、準備が整い次第、改めて御案内します。

なお、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられております。現任者は令和5年度末まで、令和5年度以降に採用された新任者は採用後1年以内に受講する必要がありますので、御対応いただくようお願いします。

担当：地域包括ケア推進担当 福井
TEL：0985-44-2605
FAX：0985-26-7344



24355-1477  
令和4年2月9日

各市町村介護保険事業所管課長 殿

宮崎県福祉保健部長寿介護課  
医療・介護連携推進室長  
( 公印省略 )

令和4年度認知症介護基礎研修の実施方法について（依頼）

本県の認知症施策の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県が実施する認知症介護研修のうち、認知症介護基礎研修は、これまで集合形式で実施しておりましたが、国の研修実施要綱に、原則 e ラーニングで実施することが示されました。

e ラーニングは、受講者の都合のいい日時、場所で受講でき、繰り返し学習できるなどの利点があることから、令和4年度からの認知症介護基礎研修について、県が指定する法人が運用する e ラーニングシステムにより、有料（1名につき 3,000 円程度を予定）で実施することとします。

このため、県所管事業所等に対し、別添のとおり通知したところです。

つきましては、貴市町村所管の事業所等に対しても、同様の周知をお願いいたします。

なお、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられております。現任者は令和5年度末まで、令和5年度以降に採用された新任者は採用後1年以内に受講する必要があります。

担当：地域包括ケア推進担当 福井
TEL：0985-44-2605
FAX：0985-26-7344